

議案第 103 号

三朝町後期高齢者医療に関する条例の設定について

次のとおり三朝町後期高齢者医療に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 19 年 12 月 13 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町後期高齢者医療に関する条例

目次

- 第 1 章 町が行う後期高齢者医療の事務（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 保険料（第 3 条～第 7 条）
- 第 3 章 罰則（第 8 条～第 10 条）
- 附則

第 1 章 町が行う後期高齢者医療の事務

（町が行う後期高齢者医療の事務）

第 1 条 町が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年鳥取県後期高齢者医療広域連合条例第 25 号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（町において行う事務）

第 2 条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- （1）広域連合条例第 2 条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
- （2）広域連合条例第 17 条に係る通知書の引渡し
- （3）広域連合条例第 18 条第 2 項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付

- (4) 広域連合条例第 18 条第 2 項の保険料の徴収猶予の申請に対する鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (5) 広域連合条例第 19 条第 2 項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (6) 広域連合条例第 19 条第 2 項の保険料の減免の申請に対する鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (7) 広域連合条例第 20 条本文の申告書の提出の受付
- (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務

第 2 章 保険料

(保険料を徴収すべき被保険者)

第 3 条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。

- (1) 町に住所を有する被保険者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、町に住所を有していた被保険者
- (3) 法第 55 条第 2 項第 1 号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、町に住所を有していた被保険者
- (4) 法第 55 条第 2 項第 2 号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、町に住所を有していた被保険者

(普通徴収に係る保険料の納期)

第 4 条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

- 第 1 期 7 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 2 期 8 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 3 期 9 月 1 日から同月 30 日まで
- 第 4 期 10 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 5 期 11 月 1 日から同月 30 日まで
- 第 6 期 12 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 7 期 1 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 8 期 2 月 1 日から同月 28 日まで（ただし、閏年は 29 日まで）
- 第 9 期 3 月 1 日から同月 31 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、納期の末日が土曜、日曜又は国民の祝日に当たるときは、その期限を翌日とする。
- 3 前 2 項に規定する納期によりがたい被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第 108 条第

2 項又は第 3 項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。
。) に対しその納期を通知しなければならない。

- 4 納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数がある場合又は当該額の全額が 100 円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(延滞金)

第 5 条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が 2,000 円以上 (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) であるときは、当該金額につき、1 か月を経過する日まで年 7.3 パーセント、1 か月を経過した日から納付の日まで年 14.6 パーセントの割合を持って計算した金額に相当する延滞金額 (100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が 1,000 円未満である場合においてはこの限りではない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(過誤納金に係る納付金の取扱)

第 6 条 納付義務者の過誤又は誤納に係る納付金がある場合において、当該納付義務者に未納の納付金があるときは、過誤又は誤納に係る納付金を未納に係る給付金に充当することができる。

- 2 過誤又は誤納に係る納付金を還付し、又は前項の規定によって、未納の給付金に充当する場合においては、直ちに当該納付義務者に対し、過誤納金還付通知書又は過誤納金充当通知書を発しなければならない。

(還付加算金)

第 7 条 前条の規定により、過誤又は誤納に係る納付金を還付又は充当する場合においては、その過誤納金が納付された日の翌日から町長が還付のための支出を決定した日又は充当した日までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付又は充当すべき金額に加算しなければならない。

第 3 章 罰則

第 8 条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が、正当な理由がなく法第 137 条第 2 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。

第 9 条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第 4 章の規定による徴収金 (この町が徴収するものに限る。) の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

第10条 前2条の過料の額は、情状により、町長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月31日まで

第4期 1月1日から同月31日まで

第5期 2月1日から同月28日まで

第6期 3月1日から同月31日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める期間とする」とする。

(延滞金の割合等の特例)

第3条 当分の間、第5条及び第7条に規定する延滞金及び還付加算金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。